

岩手県告示第 775 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 11 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 大槌川井線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡川井村大字小国第 5 地割 28 番 1 地先内
 - (2) 下閉伊郡川井村大字小国第 5 地割 28 番 10 地先内
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 11 月 14 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 宮古地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 20 年 11 月 14 日から同年 12 月 14 日まで